

第二十二回国会 衆議院 經濟産業委員會 會議録 第十四号

令和二年五月二十九日(金曜日) 午前九時開議

出席委員

委員長 富田 茂之君
理事 大岡 敏孝君
理事 小林 鷹之君
理事 武藤 容治君
理事 山岡 達丸君
理事 山岡 将吾君
理事 安藤 高夫君
理事 石崎 徹君
理事 神田 裕君
理事 武部 新君
理事 出畑 実君
理事 野中 厚君
理事 穂坂 泰君
理事 細田 健一君
理事 三原 朝彦君
理事 吉川 赳君
理事 浅野 哲君
理事 柿沢 未途君
理事 齊木 武志君
理事 山崎 誠君
理事 笠井 亮君

神山 佐市君
鈴木 淳司君
田嶋 要君
鰐淵 洋子君
穴見 陽一君
石川 昭政君
岡下 昌平君
古賀 篤君
辻 清人君
富樫 博之君
福田 達夫君
星野 剛士君
堀内 詔子君
山際大志郎君
和田 義明君
落合 貴之君
菅 直人君
宮川 伸君
中野 洋昌君
足立 康史君

新井 智男君
松浦 克巳君
日原 知巳君
岸本 武史君
藤本 俊光君
河西 康之君
中原 裕彦君
春日原大樹君
広瀬 直君
西山 圭太君
松山 泰浩君
前田 泰宏君

木村 聡君
野村 大君
佐野圭以子君

堀内 諤子君
出畑 実君
堀内 諤子君
山岡 将吾君
堀内 諤子君

長奈須野太君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○富田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

政府参考人 (国税庁徴収部長) 新井 智男君
政府参考人 (国税庁調査査察部長) 松浦 克巳君
政府参考人 (厚生労働省大臣官房年金管理課長) 日原 知巳君
政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 岸本 武史君
政府参考人 (経済産業省大臣官房審議官) 藤本 俊光君
政府参考人 (経済産業省大臣官房審議官) 河西 康之君
政府参考人 (経済産業省大臣官房審議官) 中原 裕彦君
政府参考人 (経済産業省大臣官房審議官) 春日原大樹君
政府参考人 (経済産業省通商政策局長) 広瀬 直君
政府参考人 (経済産業省商務情報政策局長) 西山 圭太君
政府参考人 (資源エネルギー庁省エネ部) 松山 泰浩君
政府参考人 (中小企業庁長官) 前田 泰宏君
政府参考人 (中小企業庁長官官房中小企業政策統括調整官) 木村 聡君
政府参考人 (中小企業庁長官官房審議官) 野村 大君
政府参考人 (中小企業庁長官官房審議官) 佐野圭以子君

○富田委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。
この際、お諮りいたします。
本案審査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣審議官山内智生君、内閣府大臣官房審議官茨木秀行君、総務省大臣官房総括審議官前田一浩君、国税庁徴収部長新井智男君、国税庁調査審議官松浦克巳君、厚生労働省大臣官房年金管理課長日原知巳君、厚生労働省大臣官房審議官岸本武史君、経済産業省大臣官房商務・サービス審議官藤本俊光君、経済産業省大臣官房審議官河西康之君、経済産業省大臣官房審議官中野洋昌君、経済産業省大臣官房審議官春日原大樹君、経済産業省通商政策局長広瀬直君、経済産業省商務情報政策局長西山圭太君、資源エネルギー庁省エネ部長山崎誠君、資源エネルギー庁省エネ部長山崎誠君、中小企業庁長官官房中小企業政策統括調整官木村聡君及び中小企業庁事業環境部

長奈須野太君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○富田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。
○富田委員長 これより質疑に入ります。
質疑の申出がありますので、順次これを許します。大岡敏孝君。
○大岡委員 自民党、滋賀県の大岡敏孝でございます。
このたびは、質問の機会をいただきましてありがとうございます。
それでは早速、法案の中身につきまして順次質問をしたいと思います。
まず、今回の法案の中に位置づけられましたクロスボーダーローンについてでございます。このこと自体は大きなチャレンジで、私は高く評価をしておりますが、今後のことについてしっかりと議論をしておきたいと思っております。
まず、このクロスボーダーローンを始める前提として、公庫が常に気をかけているのが民業圧迫という批判なんですけれども、今回始める海外事業は民業圧迫を判断する対象に含まれるのでしょうか。
○木村政府参考人 お答え申し上げます。
我が国には、すぐれた技術やサービスを持ち、海外展開への高いポテンシャルや国際競争力を有する中小企業が数多く存在しているところでございます。
一方、大企業と比較いたしますと、海外で事業を行うために必要な財務基盤に乏しいことから、これをきちんと支援をしていくということが重要だと考えてございます。
海外進出をいたします中小企業にとりまして

第一類第九号 經濟産業委員會會議録第十四号

令和二年五月二十九日

ところで、ちよつとずつ趣旨が変わってきていると思ひます。

なぜなら、例えば平成三十年に事業承継に関する税制が変わった中に、今までは事業承継した場合は五年間で平均八割雇用を維持することがで税制優遇があったわけですが、それが外されて後継した後に首を切つてもいいということに実質的になつてしまつてゐる。いつの間にかそういうことになつてしまつてゐるわけだ。

それから、今MアンドAのことを私は述べたので一個伺いたいんですが、外国企業が安くなつてゐる日本の企業を事業承継も合せて買つていくという事は、大臣、いいことだと思つてゐるか、悪いことだと思つてゐるか、いかがでしょうか。

○梶山国務大臣 MアンドA自体は、新たな経営資源を機動的に取り込むという点で、企業を成長させるための有効な手段であると思つております。事業承継の一つの手段としても活用されております。新型コロナウイルス感染症による急激な環境変化に対して、事業、雇用を守るためのMアンドAの活用も重要だと思つております。

その上で、米國を始めとする諸外国において、独占禁止や外資規制等の観点から、MアンドAを規制しようとする動きがあることも承知しております。日本においても、関係省庁と連携しながら、独禁法として外為法等の改正などを通じて、競争環境の確保や、中小企業を持つてゐる機微技術であるとか、そういったものを守つていかなければならないということで、中小企業のMアンドAにもしっかりと目を光らせていかなければならないと思つております。

○落合委員 MアンドAは、劇的に生産性を上げていく可能性はあります。しかし、雇用を維持してもらわないと何のためにやるのかわからないです、今外国企業を挙げましたけれども、技術だけとられて終つてしまつたら意味がないわけですね。アメリカも、だんだん企業価値が、今一瞬下

がつていますので、MアンドAをストップさせようというところに行つてゐるのに、我が国はMアンドAを促進する、そういう法律を今通すわけです。

それから、二〇一八年の十月十七日の日経新聞にでつておられるんですが、後継難の中小企業を外資に紹介するということがでつて発表がされてゐます。これは、事業引継ぎ支援センターのデータベースを、ジェットロを通じて外資に公開するということを経産省は一生懸命やつてきた。これは今コロナの時代に入つて、もうはつきりとしてストップするべき、そういう問題だと思つてゐるんですが、大臣、いかがですか。

○梶山国務大臣 事業承継の中で、親族の承継であるとか、そうじゃない方の承継であるとか、いろいろな取組をしてありますけれども、MアンドAも一つの手法だと思つてあります。日本の国内の企業とのMアンドAであれば、それはそれなりであれば雇用の維持ということも条件につけていくということも必要でしょうし、さらに、先ほど申しました機微技術の流出、そういった点も考えていかなければならないと思つてあります。

大きな意味では、やはり雇用の維持ということ、ただ、八割、八〇%を超える雇用の維持というのは要件になつていまして、まあ以前はですね。これらはやはり適用がなかなか難しい。少人数のところ、例えば五、六人のところ、八〇%維持というのはどうなるかとか、さまざまな課題があつたのでこういう形にしましたけれども、この制度、考え方には、雇用の維持というのが、雇用が重要であるということが中心になつております。

○落合委員 これは具体的なルールを見ていくと、雇用も維持しなくていい方向に進んでゐますし、しかも、わざわざ経産省が外国の企業に買つてくだされとやつてゐるわけ、これは何のために事業承継を進めていくかといへば、雇用と技術

をその地域に引き継いでいくということが一番の目的でありますから、生産性を一番の目的にしまつたら、MアンドAをふやしても、雇用も残らないかもしれない、技術も残らないかもしれないという状況になつてしまつてゐますので、優先順位をしっかりと大臣が掲げていくということの重要性を申し述べたいと思ひます。

それから、最後に、もう時間ですので言及だけしておきますが、クロスボーダーローンも、経産省がサブプライチエーションのグローバル化というところで進めてきたわけですが、先ほど申し上げたように、国際的な航空需要が戻っていくのも四年後、しかも今、ビジネスの方々も国際間の移動ができない、こういう中で戦略的にやつていかなきゃいけないのは、やはり国内回帰であると思ひます。そこに十分力を尽くすべきだということをお話して、質問を終わらせていただきます。

○富田委員長 次に、浅野哲君。

○浅野委員 国民民主党の浅野哲でございます。本日は、中小企業成長促進法等の改正について議論をさせていただきたいと思ひますが、その前に、先日政府から発表された二次補正予算の内容についても数点確認をさせていただきたいと思つております。

今、落合委員の議論の中にもございました、本日に今、このコロナ危機の中、国内外の産業、そしてそこで働く人々の雇用というものが危機的な状況にあるというふうな認識をしております。直近の報道ですと、四月の有効求人倍率が、これまでに入つてからずっと下がつておりましたが、ちょうど一年前は一・六をちよつと超えるぐらいの有効求人倍率だつたものが、四月の値としては一・三二まで落ち込んでいます。また、鉱工業生産、生産高についても、三月から四月にかけて九・一%減少しているということで、こちらは更に急激な落ち込みを見せております。

非常に今、産業の実態は厳しいものがあると思つておりますが、客観的な事実を最初に確認させてい

ただきたいと思ひます。

新型コロナウイルスの影響による国内の企業の倒産件数、失業者の数、また経営難に直面している方々をはかる一つの指標として持続化給付金の申請件数があると思ひますけれども、こちらの数値を教えてくださいたいと思ひます。

○木村政府参考人 お答え申し上げます。

東京商工リサーチでは、企業が債務の支払い不能に陥つたり、あるいは経済活動を続けることが困難となつた状態を指します倒産のうち、当該企業等から新型コロナウイルスの影響による倒産であることが確認されたものを、新型コロナウイルス関連の倒産として集計してゐると伺つております。

これによりまして、本年二月以降、五月二十八日まで確認された新型コロナウイルス関連の倒産件数は百三十一件となつております。

次に、失業者数についてでございますけれども、感染症の影響によるものに限つた数字ではございませんけれども、総務省の労働力調査によりまして、本年四月の完全失業者数、これは季節調整されてない原数値になりますが、全体で百八十九万人となつてゐるところでございます。

また、厚生労働省が都道府県労働局を通じて把握された感染症の影響による本年二月以降の解雇等見込み労働者数の累計は、五月二十八日時点で一万五千八百二十三人と承知をいたしております。

次に、持続化給付金についてでございますけれども、五月一日から申請受け付けを開始していただいております。五月二十八日時点で百三十万件を超える申請を受け付け、約七十五万件、約一兆円について事業者の皆様のお手元にお届けさせていただいてゐるところでございます。

以上でございます。

○浅野委員 ありがとうございます。

今伺つた数字だけを見ても、雇用というものも本日にこれから、国内の産業、経済全般にわたつて重要な問題になつていくということは、もう皆

さん共有していただいていると思います。

それに対して今回の二次補正予算なんですが、中小企業への融資、あるいは十兆円に上る予備費、こういったものを取り除いた場合、実際に給付あるいは補助される金額だけを見た場合、約十兆円くらいになると思っております。一次補正と合わせても真水の投入が三十五兆円程度ということになると理解しておるんですが、例えば、諸外国の代表例でいいますと、アメリカを見れば、これは、中小企業の支援という目的がはっきりした予算だけでも六千六百億ドル、日本円にして約七十兆円規模の大規模な投入をしております。もちろん、この中には融資も含まれますが。

日本の今の現状を鑑みたときに、日本の経済規模、そして今我々が置かれている状況を考えたときに、今回の二次補正予算の規模というのが適切な規模だったのか、ここに対するまずは大臣の御見解を伺いたいと思います。

○堀山国務大臣 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って、各国で経済対策が講じられております。国情的違いもありますし、アメリカと日本ではやはり視点が違う部分もございます。

日本は、雇用保護ということで、できる限りやはり雇用を維持していくことを重点に、さまざまな制度もこれまでございました。

アメリカの場合は、大量レイオフとかそういう形で、その対応をどうするか、また、企業に対してPPPと言われるような雇用維持のための政策もあると聞いておりますけれども、これも民間銀行から、そして、後でその条件を達すれば返済義務がなくなるというようなことも聞いております。

そういったものも含めて、一概に比較することは困難だと思えますけれども、いいものはやはり考え方として取り入れていかなければならないなと思っております。

その上で、この戦後最大とも言える危機に際して、日本政府としては、雇用と事業を断じて守り抜くとの強い決意のもとに、第一次補正予算で措

置した緊急経済対策に基づいて、個人事業者を含む中小・小規模事業者等に対して多様な支援を講じてまいりました。

何よりも大切なことは、重要なことは、予算額の規模だけではなくて、苦境にある事業者に必要な対策が講じられていくかということでありまして、全国五十万カ所に設置した経営相談窓口に寄せられる声や、私も総理とともに七回にわたって幅広い事業者の皆様から声を聞き、また、個別に今、経産省でもヒアリング、それぞれの事業者の方々、規模を問わずお話を聞いているところでありまして、事業者目線でしっかりと細かく対応してきたと思っておりますし、これからもしてまいりたいと思っております。

そうした声を踏まえて、今回の第二次補正予算では、持続化給付金の予算の積み増し、そして、実質無金利無担保、最大五年間元本返済据置き融資の積み増しや、劣後ローン等の資本性資金の供給、店舗の家賃負担を軽減するための最大六百万円の給付金となる家賃の制度など、危機とも言えるこの難局を乗り越えるための対策を実施することとしております。

こうした措置を迅速に講じることで、新型コロナウイルスの影響に打ち勝ち、事業と雇用を守り抜く決意であります。現時点で必要十分な規模の予算を計上していると思えますし、全力で、できるだけ迅速に、こういったものをお手元に給付できる努力をしております。

○浅野委員 今の大臣の御答弁の最後に、必要十分な量を供給できているのではないかとこのこともございまして。であるならば、やはり十兆円の予備費という部分ではないかと思っております。補助金に回されるのではないかと、今、新たな予備費が、しっかりとそこは今後の予算の審議の中でも議論させていただきたいと思っておりますが、国民に対してわかりやすい説明をお願いしたいと思います。

次の質問ですが、とりわけ今回、持続化給付金についても対象が拡大されるという措置がとられ

ました。具体的には、一月から、ことしに入ってから創業した事業者も対象にする、あるいは雑所得でこれまで申告していたフリーランスも対象に含めるような改善がされておまして、そこは評価しております。

ただ、その一方で、これまで本当に多くの事業者や地方自治体などが、継続的な助成、そして助成金の拡充、増額、こういったものを何度か何度も要請をされてきていると思えます。ただ、こういった複数回の支給ですとか助成金額自体の増額といったものは今回盛り込まれておりません。

二次補正予算案の策定の中でこうした声が反映されなかった理由、そして、改めてですが、この場で、こうした複数回支給若しくは増額といった、これまで対象となっていた方々に対するさらなる支援の拡充といったものも求めたいと思っておりますが、御答弁をいただきたいと思えます。

○堀山国務大臣 持続化給付金につきましては、何度も申し上げておりますけれども、前例のない思い切った手段であるということでありまして。使途に制限のない現金の給付ということでありまして。

その給付金額については、中小・小規模事業者の九五%を占める五十人以下の事業者について、固定費のうち、地代家賃、広告宣伝費等を合計した費用の平均が全国平均で年間約四百万円程度、個人事業者については年間二百万円程度といった推計も参考にしつつ、固定費の支払い額の平均六カ月分に相当する額として算定をしたものであります。

今回、現場のさまざまな御意見を踏まえ、例えばフリーランスの方、今まで事業所得でやっていた方は今もしっかりとお支払に計上されておりますけれども、雑所得や給与所得に計上されていた方々を支援の対象とする、そして、五月の緊急事態宣言の延長などに伴い、休業を余儀なくされる飲食店、テナント事業者の皆様を始め、家賃の支払いが大きな負担になっているとの御意見も踏まえて、持続化給付金で家賃まで考えていたわけで

ありますけれども、それに加えて、家賃負担を軽減するための最大六百万円の給付金を新たに創設することとしました。これは野党の皆さんの御意見もしっかりと伺った上で、これでしっかりと決めてまいりたいと思っております。

地方の実情に応じたきめ細やかな対応が行えるように、また地方創生臨時交付金を二兆円積み増す措置も講じており、自治体において積極的な支援が行われることを期待しているところであります。

自治体にとつてはこれじゃ足りないという声もありませんけれども、まずは二兆円積み増しをして、自由度のきくものにする、そして、それぞれ地域によって例えば地代家賃も違うし、産業のあり方も違う、そういった中で自治体できめ細やかな対応をしていただきたいと思っております。

○浅野委員 臨時交付金については、今回、二兆円積み増しということで、我々が、野党側が求めてきたのは一兆円から五兆円までの四兆円の積み増しだったわけですけれども、ある一部、一定程度前進をしたことは評価しております。

ただ、今大臣おっしゃったように、やはり、地域によっては、使い道、そして産業形態や雇用情勢、本当に違いが多くて、一概に幾らというのが決められない状況ですし、これからのこのコロナの影響が中期化した際に副次的な影響が出てくることと想定されますので、ぜひ、この二兆円増額ととめるということは決してないと思っております。

今、答弁の中でも、家賃支援の給付金については触れておりました。この家賃支援策については、我々野党の意見も取り入れていただいたということで、私たちとしても評価をしております。ただ、きょうの資料の、資料三になりますけれども、今回、与党側と野党側で少し異なる家賃支援のあり方というのを提案してまいりました。簡単に申し上げます、今回、実現した方の与党

案については、支給条件としては、減収五〇%以上、若しくは三カ月にわたって平均三割減収した事業者が対象になるということであり、また、支援金額についても、最大月五十万円というふうに書いてありますが、実際には百万円まで、給付率が変わりますけれども、百万円まで支給はできるという制度になってございますが、野党側は、とにかく上限はなしで、とにかく立てかえる、金額立てかえる、後から返していただきたいというようなやり方を提案させていただきました。

今回、政府内の議論において、それぞれのやり方、長所、短所あるわけですが、最終的にこの与党案にした背景、いわゆる与党案の方は、事業者が金融機関から自分で借りて払った分の三分の二を補助するという内容になっておりまして、野党案は、全額、一回、政策金融公庫が立てかえ払いをして、後からこつこつ返していただければいいですよ、そういうことになっておりますが、こういった部分を評価し、そしてこういった結論づけたのか、その部分について説明をいただきたいと思っております。

〇堀山国務大臣 野党とのやりとりを含めて、今、与党での成案をまとめているところだと思っております。

そういった中で、野党からの皆さんの提案の法律案については、先般少し申し述べさせていただきましたけれども、公庫の体制の問題であるとか、専門人材の存在、そういったことも含めて、なかなかやはり時間的に難しいのかなという思いもございいます。

ただ、今回は、最高の限度額ということで、それぞれの地域によって地価の違いが家賃の違いになっている、それを、上限がある程度百万円まで認めるということで、それは、高い家賃であるとか、あとは複数店舗を持つ場合ということも含めて入れた上で、さらに、一回でまとめて六カ月分お支払いということでも六百万円分、それで対応していただくということも含めて了解をしたものだと思っております。

いずれにしても、より現実的に早くできる方法で、そして、できる限り折り合った額の中で、できるだけ多くの上限にしていこうということで議論をしたと思っております。

〇浅野委員 ありがとうございます。

おっしゃるのとおり、支給までのスピードというのは大事だと思います。

ただ、私が今少し懸念をしておりますのは、このコロナによる影響、冒頭申し上げたように、鉱工業生産が、正直、一月から三月までは緩やかに落ちていたのが、三月から四月にかけて急に落ち始めた。そして、今後の見通しとしては、このベースというのが維持される若しくは加速される、そんなことも考えられるわけでございます。

そうなってくると、やはり、当初影響が出たのはサービス業界が中心でした。今後は、製造業も含めた幅広い分野で生産、売上げが落ち込んでいく、それが中長期にわたって続くことが想定されます。

今回、家賃支援については六カ月間の対象期間になりますが、更にこの先がどうなっているかというところをよくよく見ていただきたい、そして、必要に応じてさらなる支援策というのも考えていただきたいというふうに思っております。

次の質問に移りたいと思っております。

今回、新しい生活様式の普及を受けて、幅広い社会活動の中で、IT環境の整備といったものが一層進むことが予想されております。これは、中小企業、地方の職場においても、こういう流れが生まれてくるのではないかとこのように思っております。

今、経済産業省ではIT導入補助金という制度がありますが、これまで、令和元年度の補正予算、そして今回の令和二年年度の補正予算の中で対応しているということなんですけれども、ただ、もっと大きなニーズがこれから出てくると思うんです。

ですから、きょう確認させていただきたいの

は、現在の予算がどれくらい全体で確保されているのか、そして執行状況がどのような状況になっているか、もし今後の方向性についてもありませんたら、御答弁いただきたいと思っております。

〇藤本政府参事人 答え申し上げます。

IT導入の補助金に關しましての予算額でございます。

そもそも、ITツールの導入を通じて生産性の向上ということで、令和元年度補正予算で四百五十億円を確保し、その執行を始めていたところでございます。さらに、今回のコロナの影響ということを受けて、非対面型ビジネスモデルへの転換、テレワーク環境の整備ということで特別枠というのを設けるといって、先般成立した第一次補正予算で百億円を追加し、さらに、今回の第二次補正予算においても約二百二十億円程度を追加するという方向で調整しているところでございます。

〇浅野委員 ありがとうございます。

各種補正予算で徐々に追加していただいているということなんです、執行状況については答弁いただけますか。

〇堀山国務大臣 この執行状況でございますが、IT導入補助金、令和元年度補正予算分については三月十三日から公募を開始いたしました。三月三十一日の第一回締切りまでに四千八百五十六件の申請をいただき、二千四百六十四件を採択をいたしました。

その後、令和二年度第一次補正予算分を加えた形で、五月十一日から申請を再開いたしました。本日、五月二十九日が第二回目の締切りでございます。締切り後、速やかに審査を進め、迅速な交付決定に取り組み予定であります。また、今後も、七月十日まで二週間間隔で締切日を設定し、可能な限り迅速に交付決定し、IT化を急ぐ中小企業、小規模事業者のニーズに添えてまいりたいと思っております。

なお、補助金の内容につきましては随時拡充を行ってまいります。令和二年度第一次補正予算

分からは、非対面ビジネスモデルへの転換、テレワーク環境の整備を行う事業者を対象にした特別枠を、先ほどありましたけれども、追加しようとして、補助率を二分の一から最大四分の三に上げるとともに、パソコンなどのハードウェアのレンタル費用も補助対象としました。これまでは、今、ハードウェアは対象となっておりませんでしたけれども、レンタルという条件付でありましたけれども、補助対象といたしました。

今回の令和二年度第二次補正予算では、この特別枠を更に拡充するための予算を積み増しております。

新しい生活様式の普及に伴って、中小企業にも求められる新たなビジネスモデルへの転換を後押しするために、事業者による前向きなIT投資を強力に支援してまいりたいと考えております。

〇浅野委員 ありがとうございます。

先ほどの申請件数、採択件数、申請が約五千件弱ということなんですけれども、本当はもっともっとたくさんさんの企業がIT導入を進めていくべきだと思っております。望ましくは、この申請件数をもっと桁があふえていくことを期待したいと思っております。

持続化給付金については、申請が百三十万件という数字ですけれども、日本全国の中小企業は三百万者近くあります。そういった国内の企業全体が、これから、こういうIT導入、そして非対面型もどんどん積極的に取り込んでいくような時代になると思っておりますので、円滑な申請、給付というのには大事なんですけれども、やはりその周知活動というのでも引き続き重要だと思っております。そこはぜひお願いしたいと思っております。

では、ここからは、中小企業成長促進法案の具体的な中身を何点か質問させていただきます。まず、本日の資料四をごらんいただきたいと思っております。

こちらには、経営者保証の解除に関する政府資料を掲載させていただきました。上と下にそれぞれ

れ赤枠で囲っているところがあるんですけども、経営者保証の解除をする際、一般枠を使った場合の最大の年間申請件数というのが約一・八万件、そして、下側には、特別枠を使った場合は最大で年間約二万件というのがポテンシャルとしてあるということになります。

まず、この一万八千件と二万件というのがどのようにならされているのか、御説明をいただきたいと思っております。

○木村政府参考人 お答え申し上げます。  
事業承継に係ります融資件数でございますが、このところ、年間約五万件でございます。このうち、経営者保証を徴求しております融資、具体的には、新旧経営者からの二重徴求でございますか、あるいはいづれかからの徴求というケースがあるわけでございますけれども、この件数が約四・五万件存在してございます。

こうした中で、今般創設させていただきたいと考えてございます。経営者保証解除に係る信用保証、これのまず一般枠でございますが、これを活用していただくために必要な財務要件を満たす企業の割合を全体の約四〇％と試算しているところでございます。この数字は、中小企業者の平成三十年度におきます決算データの複数サンプルをもとに、私も中小企業が、各財務要件の適合割合を試算したものでございます。この四〇％から最大一・八万件という対象が導き出されるわけでございます。

さらに、このうち融資残高が一般枠の上限でございます。二・八億円を超える企業の割合、これを約一〇％と想定しているところでございます。この数字も同様に、平成三十年度におきます決算データ、この複数サンプルをもとに、私も債務残高が二・八億円を超える事業者の割合を試算したものでございます。ここから導き出しました一〇％をもとに、別枠の対象となりますのは、年間最大二千者程度であるというふうにならざるを得ないと思っております。

他方、今、新型コロナウイルスの感染症が拡大しておりますので、こうした数字には若干幅を持って考えていただく必要があるのかなというふうに考えてございます。

○浅野委員 ありがとうございます。  
今御説明いただいた内容が、資料五の方の絵で、わかりやすく資料を作成いただいているんですけども、非常に、データベース、エビデンスがどうございますか、わかりやすい御説明、ありがとうございます。

私が次にお伺いしたいのは、経営者保証を解除する希望を持っている方たちというのは、そもそも、最初言ったように、五万件近い対象の母数が、母集団がありまして、決して、財務要件を満たす一・八万件ですとか、さらに、二・八億円を超える融資残高のある二万件の方々のうちのだけか希望されているわけではないと思うんですね。

とりわけ、財務要件を満たさない六割の企業の方々というのが、本来はたくさん、厳しい財務状況で、事業承継をする際の経営者保証が非常にネックだということに思っている方々がいらっしゃるんじゃないかなというふうに思っています。

ですから、今回、この経営者保証の解除スキームが使える対象としては、まず財務要件を満たしていることというのが前提になっているんですが、本来は、それを満たさないような厳しい方々にも支援の手を差し伸べるべきではないか。政府としては、今回、四割の方だけを対象にしていますが、この六割の方々に対してどういう対応をしていくのか、その部分についてお伺いをしたいと思っております。

○木村政府参考人 お答え申し上げます。  
御指摘ございましたような財務上の問題を抱えておられる中小企業の方々に対しまして、経営改善を加速化していただいて、自主的な経営が可能となるようにサポートさせていただくということもとても重要な課題である、このように考えてございます。

経済産業省では、みずからでは経営改善の取組を進めることが困難な中小企業の方々に対しまして、税理士や中小企業診断士などの認定支援機関、これを活用させていただきまして、その認定支援機関が金融機関と対話をしながら本格的な経営改善計画の策定を支援させていただきます。経営改善計画策定支援事業と呼んでおりますが、そういった取組を実施しているところでございます。

また、財務状況が特に厳しい企業につきましては、各都道府県に設置してございます中小企業再生支援協議会、こちらにおきまして、事業の収益性はあるものの財務上の課題を抱えている中小企業の方々に対しまして、例えば、不採算部門の見直しでございますとかコスト管理の徹底、市場のニーズに合わせた販売戦略の立案など、自主的な経営が可能となるような事業再生計画の策定を支援申し上げているところでございます。

引き続き、こうした取組を通じて、経営者保証解除スキームの財務要件を満たさない企業の方々を含め、中小企業の経営改善、事業継続の支援をより一層充実してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。  
○浅野委員 ありがとうございます。  
続いての質問に移りたいと思っておりますが、私の前に質問されていた落合委員も、最後、終盤、雇用の話をされておりました。私も、次の質問では雇用を取り上げたいと思うんですが、今回、中小企業成長促進法の中身というのを簡単に言えば、事業承継の円滑化、そしてM&Aの円滑化も含めてございます。さらには、さまざまな計画制度も簡素化といったものが特徴になるのかなというふうに思っております。やはり、事業承継あるいはM&Aをする際に最も配慮しなければいけないのは、大臣がおっしゃるように、雇用だということに私も思っております。

今回、中小企業成長促進法のこの資料、先ほど出しましたが、事業継続をすること、そして雇用維持をすることというのがタイトルに書かれているんですけども、どうも雇用に対する取組が弱いのではないかと。余り雇用を守るための具体的な施策というのが書かれていないんですね。

そこで、私は事前に御説明をいただいたときにも事務方の方に申し上げたんですが、雇用を守るという考え方、理念はいいんですが、どこかに盛り込まれていないのかと。例えば、今回整理する計画、各種政策があると思いますが、こういった計画の中でそういうことを明確に位置づけるべきじゃないか、そういう考えはあるのか、そういうことを質問させていただきましたが、改めて、先ほど大臣も、雇用に対する強いこだわり、思いをお持ちだと思っておりますので、その部分について大臣の御答弁をいただきたいと思っております。

○梶山国務大臣 雇用維持の観点からは、各種計画制度を運用する上でも大変重要な点だと認識をしております。先ほど申しましたが、事業承継も個人の資産の承継じゃなくて、地域資源としての雇用の承継だという観点から始まったものであります。実際、労働生産性の向上を認定指標とする経営力向上計画では、計画の認定基準を規定した基本方針で、人員削減による労働生産性の向上は認定対象としない旨を既に規定しております。雇用維持に対する配慮を行っております。

さらに、今回の法案で地域未来投資促進法にM&A支援を追加するに当たりまして、同法に基づく基本方針においても、M&Aを行う際の雇用維持に対する配慮規定を新設をいたしました。

各種計画において雇用維持の重要性を盛り込むことで、事業者の雇用に対する意識を高め、中小企業全体における雇用がしっかりと守られるように取り組んでまいります。

○浅野委員 ありがとうございます。  
ぜひ、こういう厳しい状況だからこそ、雇用を守るということのを、経営者の方々にもしっかりと計画を立てて雇用を守っていただけたら

い、その思いを持っておりまして、今の、新たに新設される部分、そしてまた、さまざまな計画の中で雇用に対する配慮規定を設けている部分、ぜひしっかりと執行されるように、引き続き政府の支援もお願いしたいと思います。

それでは、続きまして、今回、中小企業支援、コロナを乗り越えるための支援ですけれども、さらに、この法案には含まれない部分についても何か議論させていただきたいと思っております。きょうの資料の八をごらんいただきたいと思っております。

こちらは、IMFがことしの四月に発表した世界経済見通しでございます。主要な各国の二〇一九年から二〇二一年までのGDP増減率を掲載されております。日本を見ますと、二〇二〇年はマイナス五・二％、そして、二〇二一年はプラスの三・〇％ということなのですが、ことしは落ち込むけれども来年は少しより戻しがあるよということとであります。

ただ、問題なのは、先進国を比較して見たときに、二〇二〇年の落ち込みというのは、日本以上に大きく落ち込む国があります。ただ、来年に目を向けていただくと、ほかの先進国の方が大きなプラスに転じる見通しなわけですね。日本はプラス三・〇と申し上げましたが、この数値では、主要先進国の中では一番低いより戻しの幅になっております。

ここに非常に私は危機感を感じています。来年だけならまだしも、この差というのが、再来年、その先にも続いてしまうのではないかと、それによって各国との経済力、経済競争力の差が一層開いてしまうんじゃないかと、そういう懸念、危機感を持っておりまして、それをどうリカバーしていくか、そういう議論をさせていただきたいと思っております。

まず、この見通しに対して政府がどのような考えを持っているのか、まずは基本認識を伺いたいと思っております。  
○茨木政府参考人 お答え申し上げます。

お尋ねのありました四月に公表されましたIMFの世界経済見通しにおきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、全世界で二〇二〇年の経済が大幅に押し下げられ、その後、徐々に回復していくといった姿が示されているというふうに承知しております。

その中で、今委員からも御指摘ございましたけれども、二〇二〇年、ことしの経済成長率につきましては、先進国全体でマイナス六・一という中で日本はマイナス五・二と、ややマイナス幅が小さいという一方で、二〇二一年、来年につきましては、先進国全体でプラス四・五という中で日本はプラス三・〇と、プラス幅の方もやや小さい、そういうような姿になってございます。

ただし、こうした見通しにつきましては、IMFも述べておりますけれども、今後の感染症の動向など、大きな不確実性がある点に留意が必要と考えておりまして、政府といたしまして、さまざまなリスクを注視してまいりたいと考えております。

我が国におきましては、先日、緊急事態宣言が解除されました、感染防止策をしっかりと講じながら、段階的に経済活動のレベルを引き上げていくフェーズに入っております。

政府としては、あらゆる政策手段を総動員して、事業、雇用、生活を守り抜くことにより経済の回復基盤を維持していくとともに、中長期的な成長力の強化という観点からも、今回の感染症による危機を社会変革の契機と捉えまして、デジタル化、リモート化等の改革を一気に進めて、質の高い経済成長を実現してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。  
○浅野委員 確かに、今おっしゃったように、IMFのレポートも私も読みましたが、依然として不確実性が高く先が読めない、この数字が必ずしも正確ではないというようなことは、それは確かだと思っております。  
ただ、不確実性が高いというのは、あくまでも

下振れリスクに対する不確実性は高い。ひよっとしたら、また第二波、第三波、我々の想像を超えるものが来た場合に更に落ち込むという意味での不確実性はあるけれども、プラスの要因というのは実はなかなかないわけですね。マイナスに下がることはあっても、これが更によくなるような不確実性要素というのは現状余りないわけでありまして、

ですから、この数値をよりよい数値にしていくためには、我々が頑張らなければいけない、経済産業省の皆さんが頑張らなければいけない、そういうことだと思っております。

やはり、そういう観点でいうと、中小企業、今大変厳しい状況に置かれておりますが、この苦境の中でいかに変化をさせていくかというのは非常に大きな課題だと思っております。

事業の継続、そして雇用の維持、これはもう最低限必要だと思っておりますけれども、今我々が議論しなければいけない、経済産業省の皆さんが計画をつくらなければいけないのは、それを守った上で、いかに変化を促し、そして生産性を高めていくのか。それは、デジタル化という言葉がよく出てきますけれども、IT導入もそうですが、それが全てではないと思っております。中小企業がこれまで営んでいた事業そのものの転換、副業化、あるいは特定の技術を別の分野に応用するような事業の転換、こういうところも念頭に促していく必要があると思っております。

改めて、政府にこのあたりをどういう考えを持っていかかというのを聞こうと思つていたんですが、ちよつと時間の関係で、この質問を飛ばして、次の質問に直接入らせていただきたいと思つております。  
今回、中小企業の自己改革を促すという意味では、MアンドAの促進というものがこの法案の中には含まれております。先ほど、落合委員の方からは、やはり雇用維持が優先だ、MアンドAもあらゆる規制制していく方向性もあるんじゃないか、そ

ういう問いかけがございました。  
私は、ちよつとそこは違う論点で議論していきたいと思つてますが、こういう状況だからこそ、大胆な中小企業の事業変革、構造改革、これを促す意味では、MアンドAに対して適切な規制をかけたつても、ちゃんとした計画を立てている人々には、より低リスクでそれを実現できるような環境整備というの両輪として両方回していかなければいけないと思つておるんですね。

具体的な方策としては、事業承継やMアンドAの実施に伴って、さまざまな贈与税あるいは所得税、法人税、いろんな税金を支払う義務が今ありますけれども、これを大胆に免除、あるいは大胆に軽減していただいで、しっかりとした計画、しっかりとした成長戦略を描けている中小企業に対しては、リスクをできる限り少なく、負担を少なく、こういったチャレンジをしやすいく環境を整備していくべきではないかと、そんな考えを持っておりまして、これに対する大臣の御見解をいただければと思つております。

○堀山国務大臣 中小企業のMアンドAを活性化ということですが、税制、予算等の総合的な取組を進めることが大切であると思つております。  
何度も申し上げますけれども、やはり、事業承継が入ってきたときは、事業承継、税制としてどうするかという取組から始まったわけでありまして、そして、それを後押しするためにどう変えていくか、どういう視点を加えていくかということ、で今日まで来ていると思つております。

税制措置につきましては、MアンドAによる事業承継により不動産の権利移転などが生じる場合の登録税、不動産取得税の軽減措置を今の時点で設けているところであります。

更に大胆にということでありましたけれども、こういったものが必要なかということとはこれからまた議論してまいりたいと思つておりますけれども、さまざまな認定支援機関などの応援により、そういったノウハウも使うことができる、そ

して士業の人たちのノウハウも使うことができるような体制を整えておられますので、そういった中で、またよりよい事業承継、そしてMアンドAを進めてまいりたいと思っております。

事業承継は、できればやはり親族に継がせたいという方がおいでになります。そして、事業が継続するのであれば第三者でもいいという方もおられる。ただ、そのほかには、やはり、その企業を欲しがっている方、場合によっては、事業の一部門を欲しがっている方という人たちがいる。そして、雇用の継続ということを念頭に入れながら、そういうMアンドAも進めていくべきだと思います。残るような形で総合的に進めてまいりたいと思っております。

○浅野委員 ありがとうございます。  
事業や技術、雇用が残るようにというのは、もう本当に大前提だと思っておりますが、やはり、コロナ危機というのはこれまでなかった危機、だからこそ持続化給付金のようなかつてなかった支援を経済産業省も打ち出しましたし、ただ、それにとどまらず、もともと大胆な支援展開、そして、それによる国内経済、産業構造の転換、こういったものにつなげていかなければいけないというふうに私は思います。  
そういう点でいえば、きょうの資料の十一番を

ごらんいただきたいと思っております。  
これは事業承継税制の適用の状況でございますが、平成三十年分を見ますと、大体四百億円の強の猶予適用がされております。ただ、MアンドA、事業分割ですとか一部事業譲渡に伴う個人の所得税、住民税として法人税、こういったところはこれには含まれておりませんので、これが全体像ではないんですけれども。

今回、例えば予備費で十兆円積んであります。それに對して、この事業承継にかかっている猶予の金額規模を見ますと、もうちょっと経済産業省も勇気を出して、大胆なことをやるぞ、しっかりと救うぞ、変化を起こす、そんな決意を固めれば

きない規模ではないような気もしているんですね。従来から、事業承継、税制の免除に対する要望もたくさん中小企業経営者から出ております。ぜひ御検討いただきたい。

更に加えて言えば、実は事前に中小企業庁の方に、MアンドAに伴う法人税、個人住民税、所得税の納税額というか、そういう規模を開いたんですけれども、ちょっと情報も余り整理されたものがないということでしたので、ぜひ、そういう部分の把握にも努めていただきたいというふうに思っています。

もし、大臣、一言いただければありがたいんですけども、あります。  
○梶山国務大臣 事業承継は従前から大きな課題でありましたけれども、今回のコロナ禍におきまして、さらに、事業承継というか、廃業を判断するようないくつか出てくる可能性があるということも、しっかりとそういういった事業や地域の資源を守っていくためにどうしたらいいかということも一段加速して考えなければならぬと思っておりますので、委員の御意見、参考にさせていただきますたいと思っております。

○浅野委員 ぜひよろしくお願いします。  
では、次の質問なんですけれども、企業そのものに対する支援も必要ですけれども、やはり働いている方々の変化というのもこれからの時代には求められていくと思っております。特に、新しい生活様式の普及、そして、これから消費者意識が変化していくことが想定されますので、それによって産業構造が変化していくことは明白だと思います。それによって不可逆的な失業者が増加するのではないかとこのようにも考えます。これまでやってきた仕事そのものがなくなってしまうと、自分のスキルを別の職場で生かそうと思っても、その産業自体が衰退してしまふ、そんなことも出てくるような気がいたします。

そこで、やはり、リカレント教育というものに改めて注目をすべきではないか。これまで、一部のそういうスキルチェンジの講座、経済産業省

が認定して、徐々に拡充をしておりますが、このコロナショックを契機に、こちら大胆な拡充あるいは利用者負担の軽減、そういったものに踏み込んでいくべきではないかと思っております。私も、こちらについての見解をお伺いしたいと思います。

○河内政府参考人 お答え申し上げます。  
議員御指摘のとおり、コロナウイルス感染症拡大によりまして、新たな生活様式の普及、消費者意識の変化に伴いまして、今後、ビジネスモデルでありましたりですとか産業構造、これが変化していくというふうに考えております。

例えば、リモートワークあるいは事業のデジタル化、こうしたことが進展することが想定されているわけでございます。そうした変化に対応するため、ITあるいはデータの分野につきましては、働く方々が、一度社会に出てからも、時代の変化に合わせて、いつでも、何学でも学び直すことができるリカレント教育、これが非常に重要性が高まっているというふうに考えてございます。

経済産業省では、産業界のニーズも高く、専門性かつ実践的な能力を取得できる講座を経済産業大臣が認定する第四次産業革命スキル習得講座認定制度を二〇一七年七月に創設いたしました。二〇二〇年、本年四月末時点で百九講座を認定しているところでございます。

このうち、本年四月一日時点で、五十二の講座につきまして、その実施者が厚生労働大臣による専門実践教育訓練給付の指定を申請しております。その申請を受け、受講費用が支援されるということになっております。  
また、多忙な社会人が働きながら通学する負担、これは非常に大きいというところでございまして、インターネット等での受講ニーズ、これが非常に高くなってございます。これまでも、講義の一部でEラーニングを使用するという講座も認定しておいたところでございますが、本年一月からは、全ての授業をEラーニングで行う講座も認定対象としたところでございます。現在、三十四講座が

これに該当しているところでございまして、新しい生活様式にもしっかりと対応していきたいというふうに思っております。

加えて、中小企業の経営者あるいは管理者、従業員の方に対しまして、大きく変化する事業環境に対応できるように、全国九カ所に設置しております中小企業大学校におきまして、IT活用ですとか、生産管理、財務管理、マーケティング、こうした専門性の高い実践的な研修事業を実施しているところでございます。令和元年度におきましては八百六十コースを開催するなど、精力的に実施しているところでございます。また、こちらで

日々刻々と変化する経営環境に対応すること、なかなか時間がとれない、しかし、だからこそ、変化に対応していくために、受講のニーズの高い皆様、中小企業の皆様に受講しやすいよう、環境整備に取り組んでいるところでございます。引き続き、人々の生活様式、消費者意識、ビジネスモデル、産業構造、こういったことの大きな変化にしっかりと対応できるように、認定講座や研修内容の充実、それによるリカレント教育の充実、また、時間的制約の多い社会人にも受講できるように、その負担軽減にしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

○浅野委員 以上で終わります。ありがとうございます。  
○富田委員長 次に、山崎誠君。  
○山崎誠 皆様、こんにちは。立憲民主党、山崎誠でございます。

会派の時間をいただきました。早速ですので、御質問をさせていただきます。早速ですので、本日の中小企業成長促進法案ですが、若干、前回の質問、残したところがありまして、冒頭、一問だけお願いしたいと思います。  
前回、エネルギーのお話をさせていただいた中で、その中でも賦課金の話があつて、固定価格買取制度をどういうふうに理解をしていくんだと